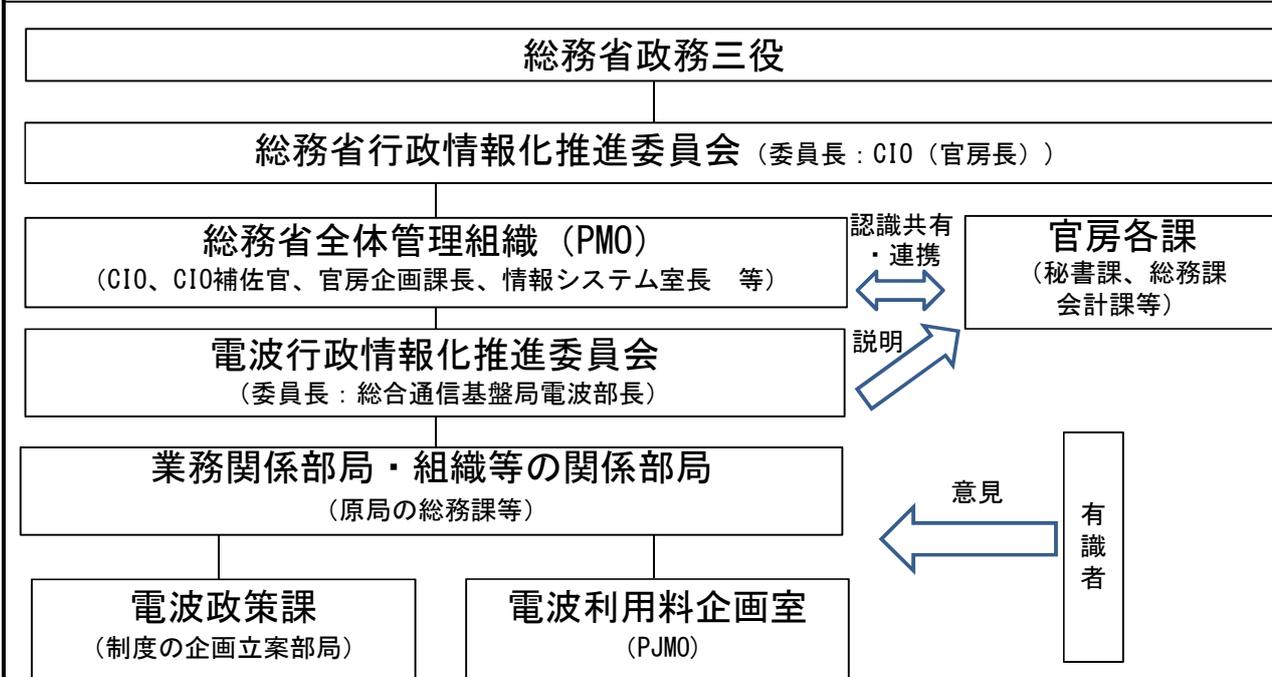


基本様式1(手続所管府省における検討・推進体制)

総務省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画(案)

策定年月日
(改定年月日)

①検討・推進体制(名称、設置年月日、構成員等)



②その他特記事項(検討事項、検討スケジュール等)

基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

		重点手続分野名	その他			
①手続名	無線局(無線局免許申請、無線局再免許申請)					
②根拠法令・条項	電波法第6条 無線局免許手続規則第16条(注 再免許申請手続のみ)					
③手続制度の概要(目的・手続の内容)	<p>○無線局免許申請手続 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に無線局の目的、開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>○再免許申請手続 無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、免許の年月日、及び有効期間満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p>					
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)	
	本人	個人	約480,000	なし	個人免許人の大半はアマチュア無線家となっている。アマチュア無線家は概ね高齢であり、H22年度の西日本ハムフェアのアンケートによると、平均年齢は57.6歳であった(109サンプル)。	
		電気通信事業者	約120	携帯電話事業者等	大手通信キャリアが中心となっている。これらの事業者は、携帯基地局、携帯電話で高額な電波利用料を納付している。また、多数の免許状の管理、申請のために、社内で独自のシステムを構築している場合がある。	
		民間企業	約79,000	電力会社、公共交通機関運営会社等	インフラの保守等にあたり、無線を業務で使用している。主利用者は、電力会社や、公共交通機関運営会社であり、大規模である。	
	代理人(士業を含む。)	無線機販売店等	約12,000		総務省への申請業務を、無線機販売店等が代理で実施している場合がある。	
その他						
⑤申請等の時期、提出期限等	<p>○無線局免許申請手続 (時期)申請の時期は、随時、免許人が申請を行うタイミングで実施される。 (提出期限)期限は定められていないが、無線局の開設前に無線局免許状の交付を受ける必要があるため、それを考慮して申請する必要がある。</p> <p>○再免許申請手続 再免許の申請は免許の有効期間満了前3ヶ月以上、6ヶ月を超えない期間内に実施。(ただし、アマチュア無線局は免許の有効期間満了前1ヶ月以上、1年を超えない期間内に、免許の有効期間が1年以内の無線局は免許の有効期間満了前1ヶ月までに実施)</p>					
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間	有効期間は5年(基本)					
⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合	
	受付窓口・申請等受付システム名	各総合通信局窓口			総務省電波利用 電子申請・届出システム	
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	本人による署名又は押印			本人の電子署名又はID・パスワード	
	代理人による申請等の場合	本人及び代理人による署名及び押印			代理人の電子署名と委任状又はID・パスワード	
⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	回線経路図、無線設備系統図、電源系統図 等			回線経路図、無線設備系統図、電源系統図 等	
	代理人による申請等の場合	上記と同等			上記に加えて、委任状を添付	
⑩手数料	金額	○免許申請手続/再免許申請手続 2,900円~167,800円/1,950円~12,700円			○免許申請手続/再免許申請手続 2,000円~119,600円/1,500円~8,700円	
	納付方法	収入印紙による納付			インターネットバンキング、ATMによる納付	
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)	電波法第7条			電波法第7条		

⑫処分権者		総務大臣又は各総合通信局局長		総務大臣又は各総合通信局局長				
⑬処理期間 (応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	○免許申請手続／再免許申請手続 1か月～6か月／1か月～3か月 (無線局の種別等によって異なる)		○免許申請手続／再免許申請手続 1か月～6か月／1か月～3か月 (無線局の種別等によって異なる)				
	平均的な処理期間	○免許申請手続／再免許申請手続 1か月～6か月／1か月～3か月 (無線局の種別等によって異なる)		○免許申請手続／再免許申請手続 1か月～6か月／1か月～3か月 (無線局の種別等によって異なる)				
⑭申請者等に対する結果の通知方法		郵送等で免許状を送付。(ただし、申請に不備がある場合においては、電話等で通知を行う。)		郵送等で免許状を送付(ただし、申請に不備がある場合においては、電子メールで通知を行う)				
⑮申請書等の情報の保管管理方法		紙媒体での保管		無線局データベースへの格納				
⑯申請～処理完結までの事務処理フローの概要		<p>○免許申請手続</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請の受付 2. 審査、無線局の干渉等の影響調査(技術計算) 3. 回議/決裁の実施 <p>○再免許申請手続(免許申請に準じ、以下を実施する) なお、免許申請と異なり、再免許申請においては、技術計算を省略することがある。</p> <p>【簡易な免許手続】 ※簡易無線局、アマチュア無線など、小規模なものであって、使用する無線設備が技術基準適合証明を受けている場合には、予備免許、検査などの手続が省略され、審査した結果、法令に適合していると認められれば免許が与えられる。</p>						
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	無線局免許申請等に係る事務処理や無線局諸元等について、システムを用いた総合的な処理・管理を行うためのシステム。無線局免許に関する情報をデータベースとして有しており、無線局監理に係る行政事務の大幅な効率化、無線局免許人等への行政サービスの向上、行政施策の企画・立案を支援することを目的としている。						
	最適化計画の策定状況	平成17年度に策定済						
	最適化計画の進捗状況	現在は運用段階であり、最適化計画に定められた効果指標は、ほぼ達成した。平成23年度中に改定を予定している。						
⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a) (千円)	整備経費 整備経費(総額) (b)(千円)		当該システムの 供用年数(c)	使用年数1年当たりの 整備経費(b/c)(d) (千円)	年間の整備・運用 経費(a+d) (千円)	備考(算出方法の説明等)
	22年度	3,678,767	34,508,731	10.75	3,210,115	6,888,882	【当該システムの供用年数の算出方法】 平成13年に再構築し、平成14年度から平成25年12月までの10年9ヶ月間の使用を予定しているため使用予定年数は10.75として算出。	
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数 (件)(b)	磁気媒体、データ 連携等ICT活用件 数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ 連携等を含むオン ライン利用率(%) ((b+c)/a×100)	備考	
	平成20年度	86,955/97,705	36,934/27,070		42%/28%		免許申請手続／再免許申請手続	
	21年度	93,741/129,834	50,370/65,210		54%/50%		免許申請手続／再免許申請手続	
	22年度	101,106/161,936	64,460/102,560		64%/63%		免許申請手続／再免許申請手続	
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用の実態・内容		申請の一部はFDによって実施されている(ごく僅かな件数)。						

<p>①手続・制度等に関する課題(利用者の意見・要望、事業仕分け・会計検査・予算執行状況調査・政策評価・行政評価等における指摘) ※改善済の指摘は記載不要(未改善、改善中(取組中)、改善予定や計画があるもの等は記載のこと)</p>	<p>手続の必要性の見直し</p>	<p>○無線局の開局目的の区分の簡素化 申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監理監督の観点から、無線局の目的区分の大括り化に関して、検討し結論を得る。(規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定))</p>
	<p>申請に必要な書類の削減・簡素化</p>	<p>該当なし</p>
	<p>申請システムの使い勝手の向上等</p>	<p>○ユーザビリティ向上のための取組 「総合無線局監理システムにおけるユーザビリティ向上計画(H22.12総務省総合通信基盤局電波部策定)」に基づき、ID・パスワード方式による「無線局の電子申請・届出システム」を対象に、ユーザビリティテストの実施等により課題分析を行い、これを踏まえてユーザビリティ向上のための改善を図っていく。</p>
	<p>オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し</p>	<p>該当なし</p>
	<p>バックオフィス業務の見直し</p>	<p>該当なし</p>
	<p>経済的インセンティブの向上等</p>	<p>該当なし</p>
	<p>広報・普及啓発</p>	<p>該当なし</p>
	<p>その他(震災対応等を含む。)</p>	<p>○無線局の免許状の管理・保管の負担軽減 無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を得る。(規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定))</p>
<p>②備考</p>		

基本様式3(成果指標及び目標)

		重点手続分野名	7 その他	
		手続群又は手続名	無線局(無線局免許申請、無線局再免許申請)	
区分	指標	指標の説明(内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
①国民の利便性向上に関する指標	電子申請による再免許申請に要する時間の短縮率	[(最適化計画に基づく申請時間の短縮に資する対応が未実施の時点における書面での申請に要する時間)-(最適化計画に基づく対応後の電子申請に要する時間)]÷(最適化計画に基づく申請時間の短縮に資する対応が未実施の時点における書面での申請に要する時間)]を計測し、パーセンテージで示す。	約30%(現状)	時間の短縮率の目標値 : 30%以上
	無線局電子申請・届出システム(ID・パスワード方式)の有効さ	①システム利用者の手続完了率を計測 無線局免許人(サンプル抽出対象)を被験者とするユーザビリティテストの実施により、本システムトップページに到達してから、無線局再免許申請情報又はシステム利用者登録情報の送信完了までの操作の到達率(被験者数と到達人数の割合)を測定し、パーセンテージで示す。 ②システム利用者からのヘルプデスクへの問い合わせ率を計測 [(無線局電子申請・届出システム(ID・パスワード方式)の利用に関する問い合わせ件数(年間))÷(ヘルプデスクへの問い合わせ件数(年間))]を計測し、パーセンテージで示す。	① システム利用者の手続完了率 : 70% (平成22年度までに実施したユーザビリティテストでの実績値) ② 81% (平成22年度 8,164件/10,050件)	①システム利用者の手続完了率の目標値 : 70%以上 ②システム利用者からのヘルプデスク問い合わせ率の目標値 : 平成22年度末の実績値を上回らない値
	無線局電子申請・届出システム(ID・パスワード方式)の利用効率	システム利用者の平均所要時間を計測 無線局免許人(サンプル抽出対象)を被験者とするユーザビリティテストの実施により、本システムトップページから再免許申請情報の送信完了までの操作に要した時間を測定し、平均値で示す。	システム利用者の平均所要時間: 約10~30分 (平成22年度までに実施したユーザビリティテストでの実績値)	システム利用による申請所要時間の目標値: 20分以内
	無線局電子申請・届出システムの利用満足度	[(無線局電子申請・届出システムを再び利用して電子申請したい者の数)÷((無線局電子申請・届出システムを再び利用して電子申請したい者の数)+(無線局電子申請・届出システムを再び利用して電子申請する意向のない者の数))]を計測し、パーセンテージで示す。 ※ それぞれの人数把握は、無線局免許人(サンプル抽出対象)を被験者とするユーザビリティテスト、又は無線局再免許申請者に対するアンケート調査による。	(基準値無し)	満足度の目標値 : 70% (前提条件: 平成25年度末又は電子申請率70%達成時のいずれか早い時点で測定)
	無線局の開局目的の区分数	規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)で対象事項となった「無線局の開局目的の簡素化」について、検討し、当該区分の大括り化後の区分数を計測する。	〇目的区分/用途区分 134 / 225 (H23年6月)	無線局の開局目的の区分に係る見直しは、無線局関係申請手続の簡素化・効率化の観点から行うものであるが、電波の能率的な利用の観点から最低限必要な区分とするものであり、目標としては設定しない。(H24年度までに関連規定を改正)
②行政運営の効率化に関する指標	無線局の登録等に係る処理時間削減率	[(現行システムにより電子申請された無線局の登録及び無線局の再登録に要した事務処理時間)-(自動審査機能等の機能拡充後のシステムにより電子申請された無線局登録及び無線局再登録に要した事務処理時間)]÷(現行システムにより電子申請された無線局登録及び無線局再登録に要した事務処理時間)]を計測し、パーセンテージで示す。	処理時間短縮率 : 0%(現時点)	処理時間短縮率の目標値 : 30%(平成25年度末)
	登録局の申請件数/局数	無線局の新設件数/局数のうち、免許手続に比し、技術的審査事務や検査事務が省力化される登録手続による申請件数/局数を計測する。	〇登録登録手続による申請件数/局数 2,135件/43,532局 (H22年度)	本指標は、申請件数/局数が増加すれば、その相当数分の行政の事務量が、免許手続だった場合と比較して効率化されたものと推定されるものである。 なお、本指標が増加するか否かは、時の社会経済環境(登録局で構築する無線回線に投資をするか否か)にも左右されるため、目標としては設定しない。
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標(オンライン利用率等)	電子申請率	無線局の免許申請手続及び再免許申請手続について、書面申請を含めた総申請件数を母数とし、電子申請・届出システムを利用して電子申請された件数の割合について、両手続の合算値を計測し、パーセンテージで示す。	平成22年度末の電子申請率の実績値(免許申請と再免許申請の合算値) : 63.8%	平成25年度末の目標値 : 70%
④その他の指標	無線局電子申請・届出システムの年間稼働率	年間のシステム稼働時間÷年間のシステム稼働計画時間を計測し、パーセンテージで示す。	システム稼働率(22年度実績値) : 99%以上	システムの年間稼働率の目標値(年間値) : 99%以上(毎年度)
備考	5			

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

		重点手続分野名	7 その他
		制度・業務・手続群等	無線局
事項	説明		
①取組の基本的な考え方等	<p>無線局の免許及び再免許の申請に係るオンライン利用は、「オンライン利用拡大行動計画」(以下「旧計画」という。)の下、可能な限りの措置を講じ、平成22年度末時点における免許申請及び再免許申請の電子申請率(両手続の合算値)は63.8%であり、これまで政府目標値としていた平成25年度70%に向かって順調に推移している。</p> <p>今後、同目標を継承するとともに、更に国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資する措置等について、平成25年度までに取り組む事項を本計画に示し、計画的に取り組んでいくことを基本とする。</p> <p>また、現行の「電波監理業務・システムの最適化計画(H17.6総務省行政情報化推進委員会決定)」及び「総合無線局監理システムにおけるユーザビリティ向上計画(H22.12総務省総合通信基盤局電波部策定)」のうち、本計画に位置付けられる事項について再掲するとともに、今後、必要に応じてこれを見直すこととする。</p>		
②重点・優先する取組事項	<p>無線局数が年々増加傾向にある中、今後、ワイヤレスブロードバンドの進展に伴い、高い周波数帯を使用した多数の小型・小電力無線局により構成された新たな無線ネットワークシステムの需要急増が見込まれる。</p> <p>これにより、多数の無線局開局を求める申請・届出に対して一層容易に、かつ、正しく申請できる仕組み、及びこれらの審査業務の一層の効率化・自動化を図ることが必要となる。</p> <p>このため、平成25年度の電子申請率70%達成に向けて、個人ユースの無線局に係る申請手続については、総合無線局監理システムによる電子申請・届出システムが一層利用されるよう、システムのユーザビリティ向上を図るとともに、多数の無線局開局を必要とする申請者の利便性の向上等に向けて、手続の簡素化を図ることを重点的かつ優先的に取り組む。</p>		
③関連手続群共通的な取組事項	なし(関連手続群はない。)		
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	<p>本計画の策定及び実施に際して、東日本大震災における被災者、避難者及び被災地での復興支援を行う者が行う本手続について、特別措置の必要性や手続の利便性の向上等に配慮する。</p>		

II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

		手続名又は手続群	無線局(無線局免許申請、無線局再免許申請)
事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期		備考
①手続の必要性の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○無線局の登録制度の導入 簡易な手続で無線局が開設できる登録制度を導入し、電波を利用する者の利便向上、行政事務の省力化を図った。(H17年度) ○屋内に設置される小規模の携帯電話用基地局の免許の包括化(H23年度) 		<p>※ 登録制度 無線機が、ハード的に他の無線局に混信を与えない機能を備えている場合等、免許手続に比し、技術的審査事務や検査事務が省力化されて無線局が開設できる制度であり、今後も、本手続を活用する事業者等の増加が見込まれる。</p>
②申請に必要な書類の削減・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ○無線局の開局目的の区分の簡素化 申請者の申請業務の簡素化・効率化を図るため、無線局の目的区分の大括り化を検討し、所要の規定を改正。(H23～H25年度) ○添付書類の電子化 従前、本手続も、添付書類は紙で提出を求めていたところであるが、スキャナー等を使用して電子ファイル化(PDFファイル等)したものでの提出を可能とする制度整備を行い、電子申請を妨げる阻害要因を解消。(H21年度) 		
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○申請システムの使い勝手の改善 ・必要事項の入力や各種操作へのガイド機能の付加など、ヘルプデスク等へ問い合わせることなく行うことができる機能を導入。(H23～H25年度) ・入力支援機能が利用できる無線局種を拡大。(H23～H25年度) ○ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実 インターネットを介して利用者の操作画面の状態を遠隔で確認しながらガイドする遠隔支援機能の北海道総合通信局における試行運用の結果を踏まえ、費用対効果が認められる場合は、順次、全局に拡張。(H24～H25年度) ○申請システムの安定運用・効率化等 費用対効果を勘案しながら、長時間停電などの非常時またはシステムの重要拠点の同時被災(計画停電含む)などを想定した耐災害性の強化を図る。(H23～H25年度) 		<p>※ 入力支援機能: 無線局免許人が、システムに登録されている自らの無線局情報を、電子申請アプリケーションで読み込むことができるXMLファイル形式でダウンロードする機能。 (平成23年4月現在、基地局及びアマチュア局のみ利用可能)</p>

④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	<p>○ID・パスワード方式電子申請・届出システムの導入 個人ユースの無線局(アマチュア局)を対象に、既に電子的な手段で保有している無線従事者資格情報と突合することにより、電子証明書を利用せず、ID・パスワード方式による簡便な電子申請・届出を導入。(H20年度)</p> <p>○電子署名・認証ガイドラインに基づく取組 「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン(H22.8各府省CIO連絡会議決定)」に基づき、電子申請・届出システムの認証方式に係るリスク評価を実施し、保証レベルを導出。これにより、現行の認証方式を継続(ID・パスワード方式電子申請・届出システムを除く。)(H23年度)</p>	
⑤バックオフィス業務の見直し	<p>○総合無線局監視システムの自動審査機能を拡張し、無線局登録申請及び無線局再登録に要する事務処理時間の短縮を図る。(H23～H25年度)</p> <p>○免許状の送付受取人払方式の導入 免許状の送付希望が多いアマチュア局について、電子申請を行う際に、従来の窓口での受取、返信用封筒の送付による受取に加え、送料受取払い方式(返信用封筒の送付は不要)の導入を検討。(H23～25年度)</p>	
⑥経済的インセンティブの向上等	<p>○申請手数料の引下げ 本手続に係る手数料については、電波法関係手数料令を改正し、システムによる自動審査機能の導入に伴う審査時間の短縮を反映して、電子申請分について約30%引下げを実施。(H20年度)</p>	
⑦広報・普及啓発	<p>○広報・普及啓発活動の継続実施 未利用者の掘り起こしに主眼を置き、ホームページにおける広報活動のほか、アマチュア無線家向けのイベントなどの際の電子申請の体験フェアの開催、主な無線局免許人(自治体、電気通信事業者、放送事業者、関連団体等)を対象とした周知説明会の開催等を継続的に実施。(～H25年度)</p>	
⑧その他(震災対応等を含む。)	<p>○無線局の免許状の管理・保管の負担軽減 無線局免許状を電子化して交付する等の方策について検討する。(H23～H25年度)</p> <p>○東日本大震災における被災者や復興支援を行う者等に対する対応 被災者、避難者の救済策として、災害救助法等の適用区域内に住所がある免許人所属の無線局については、免許の有効期限の延長及び再免許申請期間の延長を可能とする特別措置を実施(H22年度末)。併せて、電子申請での受付も可能となるよう、システムの暫定改修を実施。(H23年度)</p> <p>○震災発生(H23.3.11)直後に被災地や被災者の復興支援を行う者が緊急に無線局を要すると認められた場合、即日に近い形で無線局の開設を認める措置を実施。</p>	